

## 雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書 (電力制限地域の事業主用)

事業活動の状況について次のとおり申し出ます。

平成 年 月 日

事業主 住所 〒  
又は 名称  
代理人 氏 名

申請者が代理人の場合、上欄に代理人の記名押印等を、下欄に事業主の住所、名称及び氏名の記入（押印不要）を、申請者が社会保険労務士法施行規則第 16 条第 2 項に規定する提出代行者又は同令第 16 条の 3 に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主の記名押印等を、下欄に申請者の押印等をして下さい。

( 労働局長 殿  
公共職業安定所長経由)

事業主又は 住所 〒  
(提出代行者・事務代理者) 名称  
社会保険労務士 氏 名

	A 判定基礎期間（出向開始日）の前の 3 箇月の平均	B A に対応する期間の平均	C	添付書類	※ 確認欄
	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	A/B×100		
月間売上高 ( )					

(生産量等の減に至った理由として次の事項が該当しますか)

1. 例年繰り返される季節的変動によるものである。 ( はい ・ いいえ )  
 (例) ・夏物、冬物等季節的な商品を取り扱っている場合  
 ・降雪地において冬期間事業活動の停止又は縮小を余儀なくされる場合  
 ・例年、決算期末に生産量が増加し、その後減少することを繰り返す場合  
 など
2. 事故又は災害により施設又は設備が被害を受けたことによるものである。 ( はい ・ いいえ )  
 (例) ・機械、システム等の故障又は交通事故等の事故による場合  
 ・火災、地震、洪水等の災害により建物、設備、システム等が被害を受けたことによる場合  
 など
3. 行政処分又は司法処分により事業活動の全部又は一部の停止を命じられたことによるものである。 ( はい ・ いいえ )  
 (例) ・営業規制、安全規則、競争規則等の法令違反（その疑いを含む）により行政当局から事業活動の全部又は一部の停止を命じられた場合  
 ・不法占拠、特許侵害、名誉毀損等の不法行為（その疑いを含む）により司法当局から事業活動の全部又は一部の停止を命じられた場合  
 など
4. 電力使用制限の直接的影響を受けたことによるものである。 ( はい ・ いいえ )  
 (例) ・電気の使用制限を受けて稼働時間を縮小した場合。  
 ・電気の使用制限への対応のため、夏の生産計画を冬に以降した結果、夏の生産量が減少した場合。 など  
 ※「取引先が電力使用制限を受けたことにより売上が減少」などの間接的影響は除く。  
 ※「はい」の場合は様式第 97 号-2 も必ず記載してください。

(C 欄の数値が 95 以上 100 未満の場合のみ)

5. 直近の決算等の経常損益が赤字である。 ( はい ・ いいえ )  
 (注) 直近の決算とは提出日における直近の企業会計上の決算であって、通期、半期又は四半期のいずれかを言います。  
 (※) 岩手、宮城、福島県の区域内に所在する事業所であって、対象期間の初日が平成 25 年 3 月 31 日以前である場合に限り  
 ります。

## 注 意

- 1 この申請書は、電力制限地域に所在する事業所の事業主が初回の休業等実施計画（変更）届又は出向実施計画（変更）届を提出するときに併せて提出してください。
- 2 A 欄及び B 欄には、月間売上高又は生産量等を記入してください。ただし、売上高以外のときは、当該事業所の事業活動を示す指標（生産量・販売額等）を括弧内に記入し、それにより算定した数値を記入してください。
- 3 A 欄には、対象期間が属する月の前月又は前々月までの 3 か月の平均値を記入してください。  
B 欄は A 欄の記入に係る期間の直前 3 か月又は前年同期のもの平均値を記入してください。  
(※)「直前 3 か月」の平均値を利用できるのは、岩手、宮城、福島県の区域内に所在する事業所であって、対象期間の初日が平成 25 年 3 月 31 日以前である場合に限りです。
- 4 この様式の提出に当たっては、A 欄、B 欄若しくは C 欄の数値を証する書類（写）を添付してください。
- 5 C 欄の数値が 95 以上 100 未満の場合のみ損益計算書（公認会計士又は監査法人の監査を受けたもの又は会計参与により作成されたもの並びに税務代理権限証明書が添付されたものに限ります。）を添付してください。ただし、損益計算書によりがたい場合、法人税の納税証明書（その 2）を提出してください。
- 6 ※欄には、記入しないでください。